

て同じ。)にユニット型指定介護老人福祉施設を併設する場合の指定介護老人福祉施設およびユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員および看護職員(第53条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。)または指定介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(函館市指定地域密着型サービスの事業の人員,設備および運営に関する基準等を定める条例(平成25年函館市条例第25号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。)第179条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。)を併設する場合の指定介護老人福祉施設およびユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員および看護職員(指定地域密着型サービス基準条例第188条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。)を除き,入所者の処遇に支障がない場合は,この限りでない。

5～9 (略)

10 第1項第1号の医師および同項第6号の介護支援専門員の数は,サテライト型居住施設(指定地域密着型サービス基準条例第152条第4項に規定するサテライト型居住施設をいう。以下同じ。)の本体施設(同項に規定する本体施設をいう。以下同じ。)である指定介護老人福祉施設であって,当該サテライト型居住施設に医師または介護支援専門員を置かない場合にあつては,指定介護老人福祉施設の入所者の数および当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。

(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)

第16条 (略)

2～5 (略)

6 指定介護老人福祉施設は,身体的拘束等の適正化を図るため,次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに,その結果について,介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

5～9 (略)

10 第1項第1号の医師および同項第6号の介護支援専門員の数は,サテライト型居住施設(函館市指定地域密着型サービスの事業の人員,設備および運営に関する基準等を定める条例(平成25年函館市条例第25号)第152条第4項に規定するサテライト型居住施設をいう。以下同じ。)の本体施設(同項に規定する本体施設をいう。以下同じ。)である指定介護老人福祉施設であつて,当該サテライト型居住施設に医師または介護支援専門員を置かない場合にあつては,指定介護老人福祉施設の入所者の数および当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。

(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)

第16条 (略)

2～5 (略)

6 (略)

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催す

(2)・(3) (略)

7 (略)

(施設サービス計画の作成)

第17条 (略)

2～5 (略)

6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。第11項において同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

7～12 (略)

(新設)

(新設)

(運営規程)

第29条 指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めなければならない。

(1)～(7) (略)

(新設)

(8) (略)

るとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)・(3) (略)

7 (略)

(施設サービス計画の作成)

第17条 (略)

2～5 (略)

6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者またはその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合には、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。）をいう。第11項において同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

7～12 (略)

(栄養管理)

第22条の2 指定介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持および改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第22条の3 指定介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

(運営規程)

第29条 (略)

(1)～(7) (略)

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

(9) (略)

(勤務体制の確保等)

第30条 (略)

2 (略)

3 指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(新設)

(新設)

(非常災害対策)

第32条 (略)

(新設)

2 前項の規定により講ずる非常災害に係る対策には、地域の特性に応じて、地震、津波等による自然災害に係る対策を含めなければならない。

(勤務体制の確保等)

第30条 (略)

2 (略)

3 指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第30条の2 指定介護老人福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(非常災害対策)

第32条 (略)

2 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

3 第1項の規定により講ずる非常災害に係る対策には、地域の特性に応じて、地震、津波等による自然災害に係る対策を含めなければならない。

(衛生管理等)

第33条 (略)

2 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設において感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護老人福祉施設における感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) (略)

(3) 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) (略)

(掲示)

第35条 (略)

(新設)

(事故発生の防止および発生時の対応)

第41条 指定介護老人福祉施設は、事故の発生またはその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 事故発生の防止のための委員会および従業者に対する研修を定期的に行うこと。

(新設)

2～4 (略)

(新設)

(衛生管理等)

第33条 (略)

2 (略)

(1) 当該指定介護老人福祉施設における感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) (略)

(3) 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

(4) (略)

(掲示)

第35条 (略)

2 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護老人福祉施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(事故発生の防止および発生時の対応)

第41条 指定介護老人福祉施設は、事故の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 事故発生の防止のための委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)および従業者に対する研修を定期的に行うこと。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2～4 (略)

(虐待の防止)

第41条の2 指定介護老人福祉施設は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次

(基本方針)
第45条 (略)
2 (略)

(新設)

(新設)

(設備)
第46条 ユニット型指定介護老人福祉施設の
設備の基準は、次のとおりとする。

(1) ユニット

ア 居室

(ア) (略)

(イ) 居室は、いずれかのユニットに属
するものとし、当該ユニットの共同
生活室に近接して一体的に設けるこ
と。ただし、一のユニットの入居定員
は、おおむね10人以下としなければ
ならない。

(ウ) 一の居室の床面積等は、次のい
ずれかを満たすこと。

a 10.65平方メートル以上とする
こと。ただし、(ア)ただし書の場合
にあっては、21.3平方メートル以
上を標準とすること。

に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護老人福祉施設における
虐待の防止のための対策を検討する委員会
(テレビ電話装置等を活用して行うこと
ができるものとする。)を定期的に開催す
るとともに、その結果について、介護職員
その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護老人福祉施設における
虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護老人福祉施設において、
介護職員その他の従業者に対し、虐待の
防止のための研修を定期的実施するこ
と。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施する
ための担当者を置くこと。

(基本方針)
第45条 (略)

2 (略)

3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入
居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必
要な体制の整備を行うとともに、その従業
者に対し、研修を実施する等の措置を講じ
なければならない。

4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、指
定介護福祉施設サービスを提供するに当た
っては、法第118条の2第1項に規定する介
護保険等関連情報その他必要な情報を活用
し、適切かつ有効に行うよう努めなければ
ならない。

(設備)
第46条 (略)

(1) ユニット

ア 居室

(ア) (略)

(イ) 居室は、いずれかのユニットに属
するものとし、当該ユニットの共同
生活室に近接して一体的に設けるこ
と。ただし、一のユニットの入居定員
は、原則としておおむね10人以下と
し、15人を超えないものとする。

(ウ) 一の居室の床面積等は、10.65平方
メートル以上とすること。ただし、
(ア)ただし書の場合にあっては、
21.3平方メートル以上とすること。

b ユニットに属さない居室を改修したものについては、入居者同士の視線の遮断の確保を前提とした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

(エ) (略)

イ～エ (略)

(2)～(5) (略)

2 (略)

(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)

第48条 (略)

2～7 (略)

8 ユニット型指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)・(3) (略)

9 (略)

(運営規程)

第52条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(8) (略)

(新設)

(9) (略)

(勤務体制の確保等)

第53条 (略)

2・3 (略)

4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(エ) (略)

イ～エ (略)

(2)～(5) (略)

2 (略)

(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)

第48条 (略)

2～7 (略)

8 (略)

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)・(3) (略)

9 (略)

(運営規程)

第52条 (略)

(1)～(8) (略)

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

(10) (略)

(勤務体制の確保等)

第53条 (略)

2・3 (略)

4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型指定介護老人福祉施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 ユニット型指定介護老人福祉施設は、適

(準用)

第55条 第7条から第13条まで、第15条、第17条、第20条、第22条から第28条までおよび第32条から第43条までの規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第7条第1項中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「第52条に規定する重要事項に関する規程」と、第27条第2項中「この章」とあるのは「第5章第3節」と、第43条第2項第2号中「第13条第2項」とあるのは「第55条において準用する第13条第2項」と、第28条中「第17条」とあるのは「第55条において準用する第17条」と、第28条第5号および第43条第2項第3号中「第16条第5項」とあるのは「第48条第7項」と、第43条第2項第4号中「第25条」とあるのは「第55条において準用する第25条」と、第28条第6号および第43条第2項第5号中「第39条第2項」とあるのは「第55条において準用する第39条第2項」と、第28条第7号および第43条第2項第6号中「第41条第3項」とあるのは「第55条において準用する第41条第3項」と読み替えるものとする。

(新設)

切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第55条 第7条から第13条まで、第15条、第17条、第20条、第22条から第28条まで、第30条の2および第32条から第43条までの規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第7条第1項中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「第52条に規定する重要事項に関する規程」と、第27条第2項中「この章」とあるのは「第5章第3節」と、第43条第2項第2号中「第13条第2項」とあるのは「第55条において準用する第13条第2項」と、第28条中「第17条」とあるのは「第55条において準用する第17条」と、第28条第5号および第43条第2項第3号中「第16条第5項」とあるのは「第48条第7項」と、第43条第2項第4号中「第25条」とあるのは「第55条において準用する第25条」と、第28条第6号および第43条第2項第5号中「第39条第2項」とあるのは「第55条において準用する第39条第2項」と、第28条第7号および第43条第2項第6号中「第41条第3項」とあるのは「第55条において準用する第41条第3項」と読み替えるものとする。

第6章 雑則

(電磁的記録等)

第56条 指定介護老人福祉施設およびその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているまたは想定されるもの(第10条第1項(第55条において準用する場合を含む。))および第13条第1項(第55条において準用する場合を含む。)ならびに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、

附 則

第4条 一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下この条および附則第6条において同じ。）または療養病床を有する病院の一般病床、精神病床または療養病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床または療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所または入居させるための施設の用に供することをいう。）をし、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂および機能訓練室については、第6条第1項第7号アの規定にかかわらず、食堂にあっては1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室にあっては40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供または機能訓練を行う場合において、当該食事の提供または機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。

当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定介護老人福祉施設およびその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されているまたは想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

第4条 一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下この条および附則第6条において同じ。）または療養病床を有する病院の一般病床、精神病床または療養病床を令和6年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床または療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所または入居させるための施設の用に供することをいう。）をし、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂および機能訓練室については、第6条第1項第7号アの規定にかかわらず、食堂にあっては1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室にあっては40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供または機能訓練を行う場合において、当該食事の提供または機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。

第5条 一般病床または療養病床を有する診療所の一般病床または療養病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該診療所の一般病床または療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所または入居させるための施設の用に供することをいう。）をし、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂および機能訓練室については、第6条第1項第7号アの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

(1)・(2) (略)

第6条 一般病床、精神病床もしくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床もしくは療養病床または一般病床もしくは療養病床を有する診療所の一般病床もしくは療養病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床もしくは療養病床または当該診療所の一般病床もしくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院または診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所または入居させるための施設の用に供することをいう。）をし、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る廊下の幅については、第6条第1項第8号および第46条第1項第4号の規定にかかわらず、1.2メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、1.6メートル以上とする。

第5条 一般病床または療養病床を有する診療所の一般病床または療養病床を令和6年3月31日までの間に転換（当該診療所の一般病床または療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所または入居させるための施設の用に供することをいう。）をし、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂および機能訓練室については、第6条第1項第7号アの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

(1)・(2) (略)

第6条 一般病床、精神病床もしくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床もしくは療養病床または一般病床もしくは療養病床を有する診療所の一般病床もしくは療養病床を令和6年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床もしくは療養病床または当該診療所の一般病床もしくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院または診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所または入居させるための施設の用に供することをいう。）をし、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る廊下の幅については、第6条第1項第8号および第46条第1項第4号の規定にかかわらず、1.2メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、1.6メートル以上とする。